

お知らせ

大館税務署からのお知らせ

大館税務署では、庁舎1階に申告書作成会場を開設し、ご自分で「手引き」や「パソコン」を利用して申告書などの書類を作成していただいています。

期間 2月1日(水)～3月15日(木)
時間 9時～17時
次の点にご注意ください。
1. 駐車可能台数に限りがありますので、公共交通機関をご利用ください。
2. 土・日は開設していません。

※申告と納税の期限は所得税・贈与税が3月15日(木)、消費税及び地方消費税が4月2日(月)です
☎ 大館税務署
☎0186-420671

東日本大震災により被害を受けられた方へ

平成23年12月に「東日本大震災の被災者等に関する国税関係法律の臨時的特例に関する法律の一部を改正する法律」などが施行され、所得税などの国税に関して、震災により被害をうけられた方や復興推進に向けた取組を対象として、新たな税制上の措置が追加されました。所得税の軽減・免除や確定申告などの手続きを行うことにより、税金

「相続セミナー」及び「相続無料相談会」

司法書士会では、「相続セミナー」及び「相続無料相談会」を実施します。
期日 2月18日(土)
場所 秋田テルサ5階
時間 「相続セミナー」13時～14時30分
「相続無料相談会」14時30分～16時30分
※相談のみ希望の方については、13時から対応します

秋田県立大学科目等履修生及び聴講生を募集中

平成24年度前期(平成24年4月1日～9月30日)の科目等履修生(受講科目の単位取得可能)及び聴講生(授業の聴講は可能。ただし単位修得は不可)を募集します。
募集期間 1月30日(月)～2月17日(金)
費用 ①入学検定料9800円/②入学科2万8200円/③1単位当たりの授業料1万4800円(履修生)、7400円(聴講生)
※以前に科目等履修生・聴講生であった方は、①と②が免除される場合があります

の還付を受けることができます。詳しくは、最寄りの税務署にお問い合わせいただくか、国税庁のホームページをご覧ください。

東北地区国立大学法人等オープンセミナー

平成24年度東北地区国立大学法人等職員採用試験の受験資格がある方を対象にオープンセミナーを開催します。
受験資格 昭和57年4月2日以降に生まれた者
開催場所 弘前大学/岩手大学/東北大学/秋田大学/山形大学/福島大学
【会場・秋田大学】
期日 2月24日(金)
時間 14時～16時40分
場所 秋田大学60周年記念ホール
内容 職員採用試験の概要について/各国立大学の概要及び業務内容についてなど
※参加にあたっては、ホームページの専用フォームから事前予約が必要です
http://www.bureau.hokkai.ac.jp/shiken/

☎ 東北地区国立大学法人等職員採用試験実施委員会採用試験事務室
☎022-2175676

お問い合わせ

秋田キャンパス ☎018-872-1500
本荘キャンパス ☎0184-272000

市民パトミントン教室

日程 2月2日～3月6日
毎週火・木曜日(計10回)
場所 鷹巣小学校体育館
時間 19時～20時30分
参加料 1000円
参加資格 市民または市内に勤務する方
※小・中学生は保護者同伴のこと
申込み 当日、体育館において参加料と一緒に申込みください
☎ バトミントン協会事務局
金澤聡志 ☎62-0473

認知症サポーター講座を受講してみませんか

認知症の方やその家族が住みなれた家庭や地域で生活できるように、また、認知症について誰もが自らの問題として捉えるためにも、地域全体で支える地域づくりを進めています。

講座を受講して認知症を正しく理解し、認知症の方やその家族を見守り、支援するサポーター(応援者)になりましょう。

【講座の内容】

講座は標準テキストに基づいて、ビデオ上映も交えながら60～90分間の講座内容です。

【講座に必要な経費等】

講座開催にかかる費用(講師料、テキスト代)は無料で、講座に必要なテキスト等も市で準備いたします。

なお、講座の講師は、専門の研修を受講した「認知症キャラバン・メイト」が行います。

【現在のサポーター数】 北秋田市893人(平成23年12月末日)、全国252万4513人(平成23年3月末日)

【講座の申し込み】

①認知症サポート養成講座開催申込書に必要事項を記入の上申し込みを行っていただきます。

②北秋田市在住・在勤の方を中心とした集まりで、おおむね10人以上の参加で開催可能です。会場は北秋田市内になります。

※対象外

○介護サービス事業者が従事者に対して実施する研修(職員研修等)

○受講料が有料となる研修、講習等のプログラム内、そのオプション企画としての講座

認知症サポーター養成講座の開催を希望される団体等がありましたら、お問い合わせ先に連絡ください。

☎ 高齢福祉課介護保険班 ☎62-1112

身近なトラブルでお困りの方へ

民事調停で円滑な解決を、裁判所には、裁判官と調停委員が間に入り、当事者の話し合いによってトラブルを円滑に解決する「民事調停」という手続きがあります。

民事調停は、裁判所で行われる手続きですが、裁判のように厳格なものではなく、話し合いをもとにした柔軟な手続きで、時間や費用をかけずに円満なトラブル解決を目指します。

申立て方法は、原則として相手方の住所がある地区の裁判を受け持つ簡易裁判所に「申立ての趣旨」

と「紛争の要点」を記載した申立書を提出します。

解決するまでの期間は、事案にもよりますが、平均すると2～3か月。期日の回数は平均すると2～3回になります。

手続きの場所は、裁判所の中にある調停室で行われます。裁判とは異なり非公開ですので、プライバシーや営業等の秘密も守れます。詳しくは「簡易裁判所の民事事件Q&A」をご覧ください。

http://www.courts.go.jp/saiban/gai
☎ 大館簡易裁判所
☎0186-420071

大館能代空港 冬のイベント

第13回 空港かまくらんど



- ◆開催日 2月12日(日)
◆時間 11:00～15:00
◆会場 大館能代空港周辺・同ターミナルビル
◆イベント(ターミナルビル内)

- ①餅つき大会
②ロビーコンサート(2階ロビー)
「秋和流 大正琴」他
③お楽しみ抽選会(2階ロビー)
④道の駅大館能代空港『第15回大空市』(特設会場)
⑤レストラン「ポートワン」特別メニュー
⑥2階売店「ANA FESTA」企画出品

◆イベント(屋外)

- ①大型かまくらの展示
②そりコース
③人気キャラクターの雪像展示
④空港専用除雪車展示
⑤動物ふれあいコーナー



☎ 大館能代空港「かまくらを作る会」 ☎62-5330